

## C. 住民の生活支援の充実

---

### 1. ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりの推進

#### ■交通環境における福祉のまちづくりの推進

「長岡京市交通バリアフリー基本構想」（平成14（2002）年策定）に基づき、JR長岡京駅と阪急長岡天神駅を中心とした重点整備地区の整備を進めます。また、当該構想を策定するにあたり結集した関係機関、庁内関係部署等とのネットワークを生かしながら、同構想で掲げられた基本的な方向性や基本方針等を継承し、重点整備地区以外の地域においても交通バリアフリー化の推進に努めます。

#### ■生活環境における福祉のまちづくりの推進

公共建築物、公園、道路等の生活空間においては、関係法令や「京都府福祉のまちづくり条例」等に基づき、水平移動、上下移動の円滑化に向けた各種整備等を推進するとともに、トイレ、駐車場等の空間においては、だれもが安全・快適に利用できるような各種整備を推進します。

特に安全で快適な歩行空間を確保するために、歩道の整備・改良、歩車分離、スロープ化等を行うとともに、放置自転車、違法駐車（駐輪）、はみ出し看板等については、地域住民の協力を得ながらその解消に努めます。

#### ■コミュニケーション環境における福祉のまちづくりの推進

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、外国人市民などコミュニケーション等において課題を抱えた市民の情報環境を改善するため、情報の提供・入手、コミュニケーション等が必要な場面においては、点字、手話、外国語表記等の活用にも努めるとともに、場面に応じて、わかりやすい表現などにも努めます。

また、市役所と市内の公共施設等を光ファイバー網でネットワークを構築する長岡京市地域イントラネット基盤施設整備事業を推進し、各家庭等のファックス等から簡易な操作で行政情報の入手や質問・相談などができるようにするなど、ファックス、携帯電話、電子メール、インターネットなどのIT手段を活用した、情報環境の改善や生活支援策等についても検討します。

#### ■市民の“ちょっとしたサポート”による福祉のまちづくりの推進

施設、設備・機器類等の整備・改善を伴う福祉のまちづくりだけでなく、市民一人ひとりの“ちょっとしたサポート”、例えば、階段の昇り降りの補助、電車やバス等の車内での席のゆずり合い、手話ができなくても筆記での簡単なコミュニケーションなどが日常生活の中で自然にできるよう、多様な人々が抱える生活課題を共有できる環境づくりに努めます。

## 2. 住環境の充実

### ■ユニバーサルデザインの居住空間づくりの推進

公営住宅等については、新規整備、既存住宅の改善のいずれにおいても、ユニバーサルデザインの視点から、高齢者、障害者をはじめだれもが生活しやすい居住空間づくりに努めます。

また、民間住宅については、住宅改造に関する相談・助言・指導、各種の融資制度の紹介、これらの利用促進等を図りながら、ユニバーサルデザインの居住空間づくりに努めます。

## 3. 生きがいくくり・社会参加の推進

### ■生涯学習・生涯スポーツの振興

生涯学習・生涯スポーツは、市民一人ひとりの生きがいくくり・健康づくりの場であるほか、まちづくりや地域社会のことについて考える場でもあるため、講座や教室等の事業を企画・展開するにあたっては、市民の参画を得ながら市民ニーズを踏まえながら個々人のライフステージや課題に応じたテーマ設定を行うとともに、地域的課題や現代的課題にも配慮します。

また、市民の学習したい分野、学習したいレベル等は多様化しつつあり、これらに対応するため、大学、高等学校、小・中学校、民間教育機関等との連携を図るとともに、教育委員会の「生涯学習ボランティアの登録制度」を活性化し、市民一人ひとりが経験や知識等を生かし“市民講師”として活躍できる機会の充実にも努めます。

### ■ITリテラシー（情報入手・利活用する能力）の向上

健康や福祉に関する情報をはじめ様々な情報入手・提供したり、市民どうしが交流したりするときに、IT（例えば、電子メール、インターネット、など）はたいへん便利な手段であると考えられますが、本市においても、市民間でITリテラシー（情報入手・利活用する能力）にはかなりの格差があります。そこで、ITのわずらわしさだけでなく、おもしろさや便利さなども、市民一人ひとりの生活や仕事の中で感じてもらうことでITに対する興味や関心を高めていけるよう、IT講習会を推進するほか、出前講座等の実施についても検討します。

また、こうしたITの普及にあたっては、行政だけでなく、ITに詳しい地域の人材等の協力を得たり、地域住民から少し古くなったパソコン等の提供を受けたり、それを修理したり、(仮称)地域健康福祉プラットホームにITヘルプデスク機能を設けるなど、地域の特性を活かしながら地域ぐるみで取り組める仕組みについても検討します。

## 4. 就労に対する支援の充実

### ■働く場所の充実

障害者の一般企業への就労促進を図り、作業所、授産施設等の福祉的就労の場の充実を図るとともに、福祉サービス事業や公共施設等における雇用の確保に努めます。また、高齢者等の働く場であり、生きがいづくりの場でもあるシルバー人材センターの事業充実にも努めます。

また、市内の事業所に対しては、長岡京市商工会等を通じて企業市民としての使命感に訴えながら、求人情報の提供等において連携、協力を求めています。

### ■コミュニティビジネス等の起業支援の推進

新たなビジネスチャンスとして、地域社会における課題である福祉、教育、環境、産業（地域特性を活かした産業）、伝統工芸、IT、まちづくりなどに注目して、大手資本が参入しにくいニッチ（すきま）ビジネスであること、地域密着という優位性が活かせること、勤務体系や賃金等の面で柔軟に対応することで価格等において大手資本と差別化が図れることなどの条件を考慮して、いわゆるコミュニティビジネスとしての起業化の可能性の高いものについて支援を行います。また、これらのコミュニティビジネスには、障害者、高齢者、女性など幅広い市民の参加を促進します。

## 5. 自立に向けた支援の充実

### ■経済的な自立に向けた支援

生活課題を抱えている市民を対象とした年金や手当、助成金等の既存の経済的な支援策については、自助－互助－共助－公助による生活支援という方向性の中で、行財政問題などを踏まえながら、その在り方について検討するとともに、必要に応じて支援策の充実に向けて、国及び京都府に対して要望します。

### ■施設生活から地域生活への支援の充実

福祉施設、医療施設等に入所（入院）していた市民が地域生活に移行するにあたって、住環境、近所付き合い、健康管理、生きがいづくりなど、生活の様々な場面に関わる支援機関等が連携を図り、ボランティア、NPO等の協力を得ながら、円滑に移行できる体制づくりに努めます。

### ■グループホームの充実

高齢者や障害のある人が自分らしい生活を送れるよう、グループホームの整備やそこでの生活支援の在り方等について検討しながら充実を図ります。

## 6. サービス提供者と利用者における対等な関係の構築

### ■「第三者委員」設置に向けた働きかけ

公正・中立な立場にあってサービス利用者からの苦情の解決を図る機関として、各事業者に対して第三者委員の設置を働きかけます。

また、既に第三者委員を設置している事業所においては、公正・中立な立場をより強固なものにするため、事業所を超えた第三者委員どうしの横の連携を強化し、情報交換などを進めるとともに、第三者委員に寄せられた苦情やその解決方法等に関する情報を積極的に公開するよう、働きかけます。

### ■福祉サービス全般の苦情相談窓口の設置

行政における苦情相談窓口の充実策として、介護保険制度に関して設置している介護保険相談窓口について、健康福祉サービス全般についての苦情相談窓口として拡充した場合の可能性や問題点などを検討したうえで、設置します。

### ■「第三者評価制度」の導入

事業者と利用者のより一層の対等な関係を発展させるため、事業者が提供するサービスを民間の第三者機関が公正・中立な立場で評価し、その評価結果を住民に公開する「第三者評価制度」の導入に向けて、評価機関、情報提供の在り方などについて、他の自治体における動向等を含め調査研究を進めます。

### ■利用者と事業者の協働による取り組みの推進

苦情や評価といった、利用者と事業者が対局にたった対等性から、事業者と利用者がともにサービスの内容や事業運営について検討していくような協働の対等性の実現について、事業者に働きかけます。

### ■苦情相談体制のPR

サービス提供者と利用者の対等性を構築するためには、事業者が設置する「第三者委員」、介護保険に関する相談窓口や介護相談員、京都府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」などの苦情相談体制を整備するだけでなく、これらの苦情相談体制があることをサービス利用者が認知していなければ十分とは言えません。そこで、サービス利用の契約締結にあたっては、サービス利用者之苦情相談体制の全体像が十分に把握できるよう説明することを事業者に働きかけます。また、サービス利用者以外の人にも、福祉サービスにおける利用者との対等性の意識を定着させるため、様々な機会を捉えてPRを図ります。

## 7. 住民の権利擁護の充実

### ■地域福祉権利擁護事業の充実

地域福祉権利擁護事業を必要としている人へのPRを強化するため、市社会福祉協議会による当該制度をわかりやすく説明したパンフレットの配布等を支援します。

また、当該事業の対象（社協）事業にとらわれず、積極的に相談に乗り、必要な場合に事業を取り入れるという方向で活動を行います。

### ■成年後見制度の利用促進

社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業と連携を図りながら、痴呆性高齢者や知的障害・精神障害のある人など判断能力の不十分な人には、成年後見制度の利用を促進します。

身寄りがないなどの理由で申立てをする人がいない人については、市長が本人に代わって審判の申立てを行うなど支援します。

## **D. 地域健康福祉の推進基盤の充実**

---

### **1. センターの施設の整備**

#### **■中核的な地域健康福祉センターのあり方等**

各地域社会において「自助－互助－共助－公助」による地域生活支援システムを構築するにあたって、各地域（（仮称）地域健康福祉プラットホームが機能している状態であれば、各プラットホーム）に対する支援機能として、地域間の連絡・調整機能として、全市的な対応が求められる課題への対応機能として、広域で取り組まなければならない課題への窓口機能としてなど、中核的な地域健康福祉センターの必要性や在り方等について検討します。

#### **■長岡京駅西口地区市街地再開発事業の中で、中核的なセンターとしての可能性等**

地域社会において「自助－互助－共助－公助」による生活支援システムを支える中核的な地域健康福祉センターの立地要件として、長岡京駅西口地区市街地再開発事業の中での可能性等について検討します。

### **2. 推進体制の強化**

#### **■行政活動への住民の参加、住民活動への行政の参加による地域健康福祉推進体制の確立**

本市においては、ボランティア、NPO等による地域健康福祉分野の活動も活発であり、今後もこうした取り組みの主体性等を尊重しながら、必要に応じて、行政による支援可能な部分について民間活動に行政が参画するかたちで地域健康福祉を推進します。一方、市全体としての地域健康福祉の方向性や公助に関わる部分については、行政において住民の主体的・積極的な参画を得ながら推進するなど、住民参加と行政参加を組み合わせながら、地域健康福祉を推進します。

#### **■社会福祉協議会との新しいパートナーシップの構築**

市町村社会福祉協議会は、平成12（2000）年6月に施行された社会福祉法において、地域福祉の推進役として明確に位置づけられました。本市においても、長岡京市社会福祉協議会は地域健康福祉活動を推進する中核的な機関であり、引き続き連携を図りながら地域健康福祉活動を推進していくとともに、行政とは別の独自の機関としての位置づけも明確にして、対等な立場で本市の地域健康福祉の推進に向けた役割分担等を図っていきます。